

神 奈 川 労 働 局 発 表
平成 31 年 4 月 9 日 (火)

平成 31 年 4 月 9 日

【照会先】

神 奈 川 労 働 局
職 業 安 定 部 職 業 対 策 課
課 長 柳 田 進 一
課長補佐 服 部 吉 泰
地方障害者雇用担当官 柳 原 江 理 子
電 話 0 4 5 - 6 5 0 - 2 8 1 7

平成 30 年 障害者雇用状況の集計結果

～雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新～

神奈川県労働局（以下、「当局」という。）では、このほど、民間企業における平成 30 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「同法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者および精神障害者の雇用状況について、当局が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、集計したものです。

なお、法定雇用率は平成 30 年 4 月 1 日に改定されています（民間企業の場合は 2.0%→2.2%）。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 2.2%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は 22,800.5 人、対前年 8.4%（1,761 人）増加
- ・実雇用率は 2.01%、対前年比 0.09 ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業の割合は 43.9%（前年比 3.9 ポイント下降）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率 2.2%）に雇用されている障害者の数は 22,800.5 人で、前年より 8.4%（1,761.0 人）増加し、過去最高となった。
- ・雇用者のうち、身体障害者は 14,033.0 人（対前年比 2.9%増）、知的障害者は 5,202.0 人（対前年比 7.0%増）、精神障害者は 3,565.5 人（対前年比 40.3%増）であった。
- ・実雇用率は、7 年連続で過去最高の 2.01%（前年は 1.92%）であった。また法定雇用率達成企業の割合は 43.9%（前年は 47.8%）であった。

[総括表 1、グラフ（1）、詳細表 1（1）]

○ 企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100 人未満規模企業で 2,241.5 人、100～300 人未満で 4,611.0 人、300～500 人未満で 2,139.0 人、500～1,000 人未満で 3,910.0 人、1,000 人以上で 9,899.0 人と、全ての企業規模で前年より増加した。
45.5～50 人未満規模企業は、213.0 人であった。
- ・実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 2.01%と比較すると、
→1,000 人以上規模企業（2.22%）、500～1,000 人未満（2.54%）については上回った。
→300～500 人未満（1.84%）、100～300 人未満（1.74%）、45.5～100 人未満（1.48%）については下回った。
45.5～50 人未満規模企業は、1.39%であった。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100 人未満規模企業が 41.1%、100～300 人未満が 47.8%、300～500 人未満が 39.6%、500～1,000 人未満が 44.1%、1,000 人以上が 51.4%と全ての規模の区分で前年より下降した。
45.5～50 人未満規模企業は、31.2%であった。

[グラフ（2）・（3）、詳細表 1（2）]

○ 産業別の状況

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が16.0人、「鉱業、採石業、砂利採取業」が2.0人、「建設業」が415.5人、「製造業」が6,496.5人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が4.0人、「情報通信業」が1,286.5人、「運輸業、郵便業」が1,343.5人、「卸売業、小売業」が3,806.0人、「金融業、保険業」が282.5人、「不動産業、物品賃貸業」が135.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が980.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が634.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が659.0人、「教育・学習支援業」が294.5人、「医療、福祉」が3,754.0人、「複合サービス事業」が155.0人、「サービス業」が2,535.5人だった。

- ・産業別にみる障害者の雇用率については「製造業」（2.02%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.14%）、「医療・福祉」（2.62%）の3業種は、民間企業全体の実雇用率 2.01%を上回っている。

[グラフ（4）・（5）、詳細表1（3）]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・平成30年の法定雇用率未達成企業は2,672社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が65.4%と過半数を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）が、未達成企業に占める割合は58.7%となっている。

[詳細表1（4）]

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

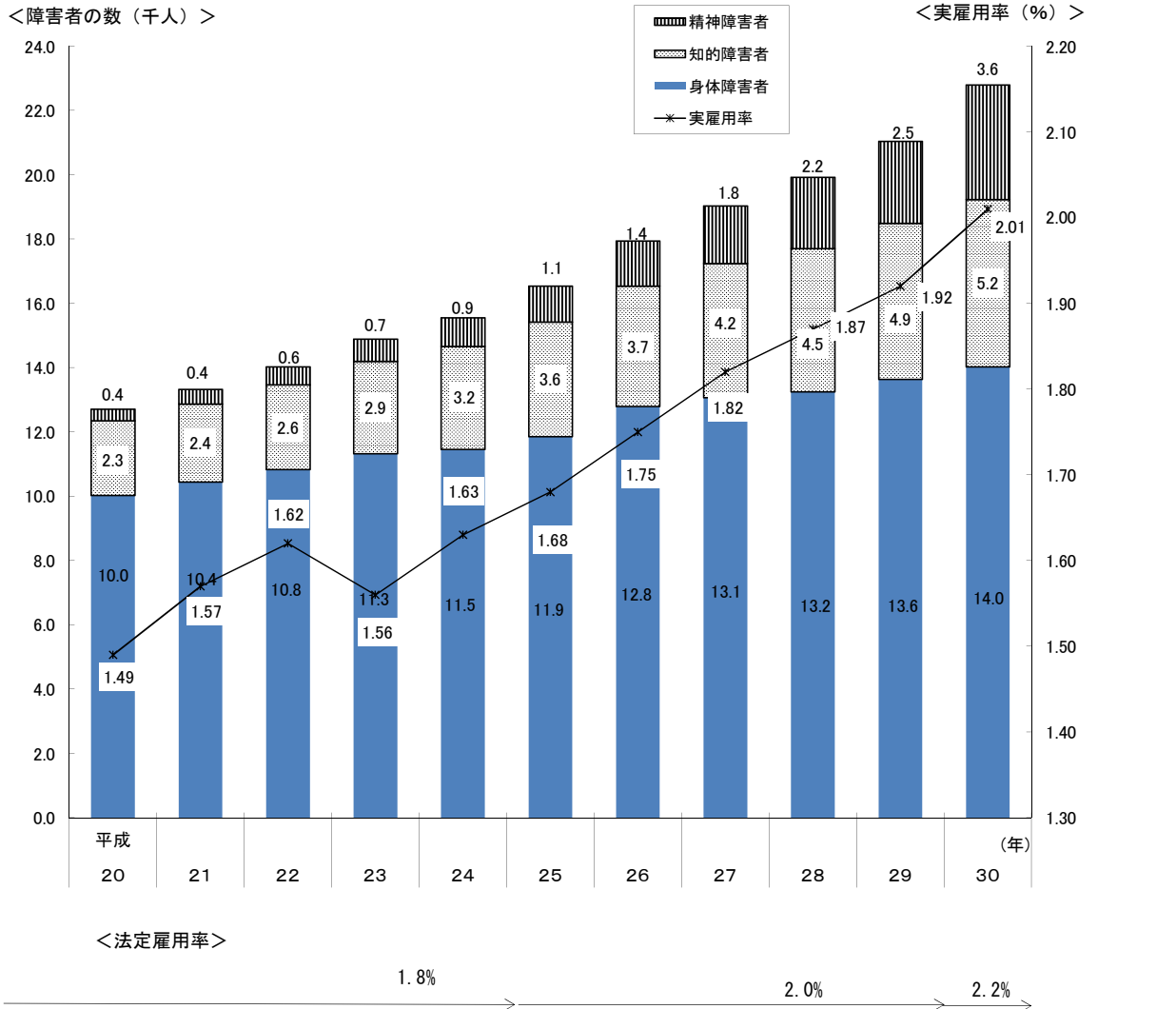
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	1,132,249.5 人	22,800.5 人	2.01 %	2,095 / 4,767	43.9 %
	(1,094,220.5 人)	[18,921 人] (21,039.5 人)	(1.92 %)	(2,089 / 4,371)	(47.8 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

- 注 1 上記の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 上記の表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 3 () 内は、平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模の企業、平成30年は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

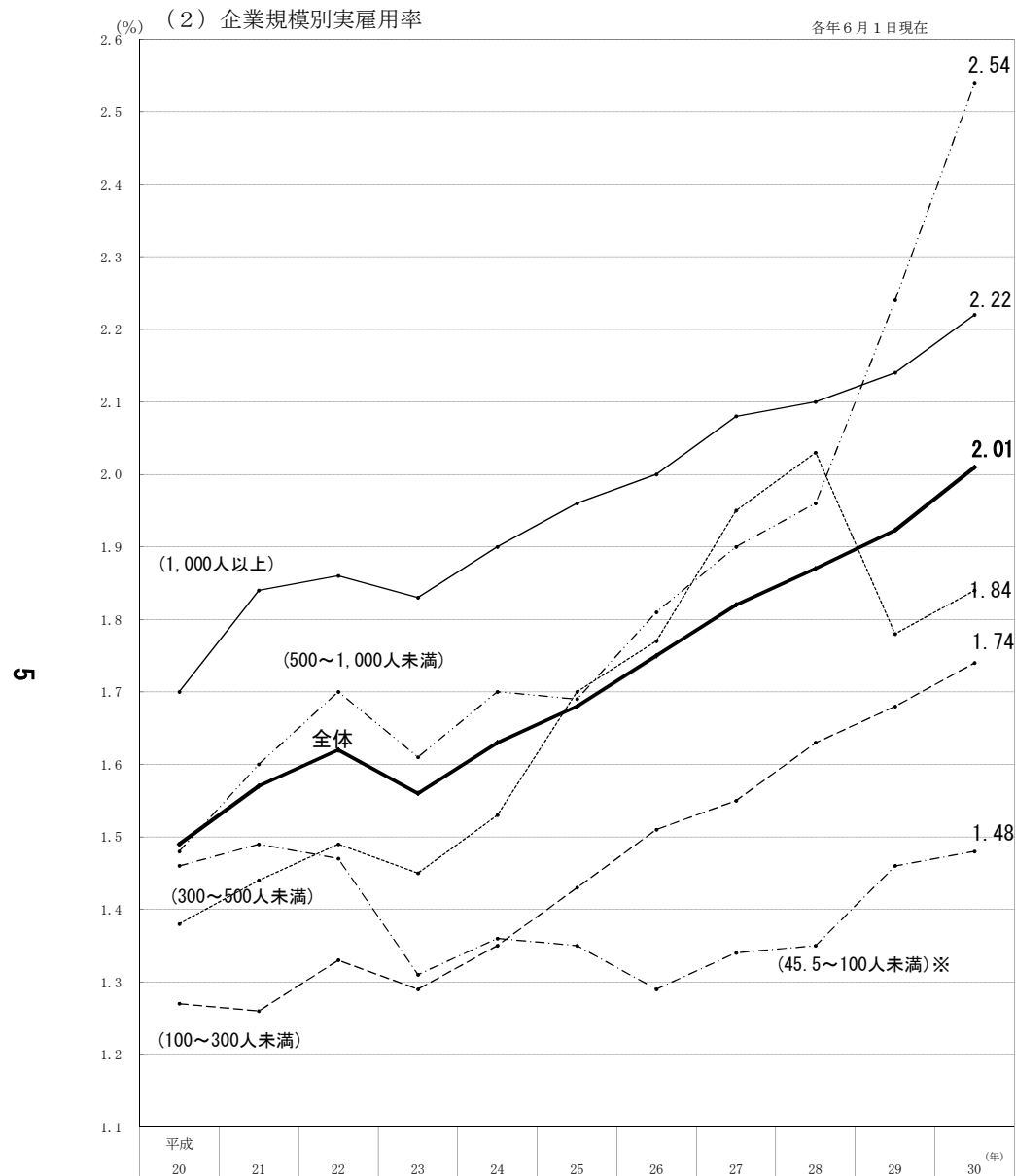
注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで	- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） - 重度身体障害者である短時間労働者 - 重度知的障害者である短時間労働者	平成23年度以降	- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） - 重度身体障害者である短時間労働者 - 重度知的障害者である短時間労働者 - 精神障害者 - 身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） - 知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） - 精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成18年以降 平成22年まで	- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） - 重度身体障害者である短時間労働者 - 重度知的障害者である短時間労働者 - 精神障害者 - 精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）		

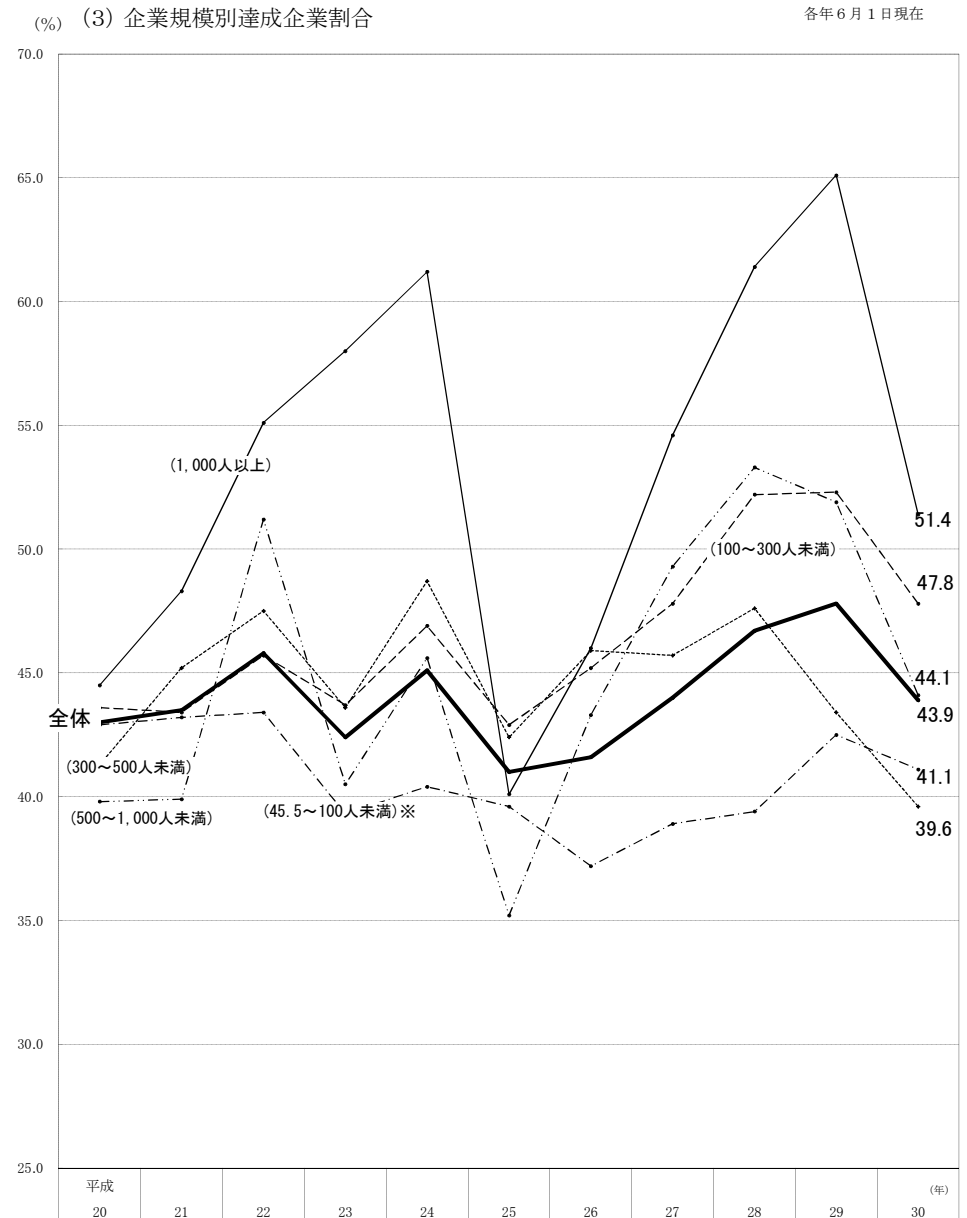
※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

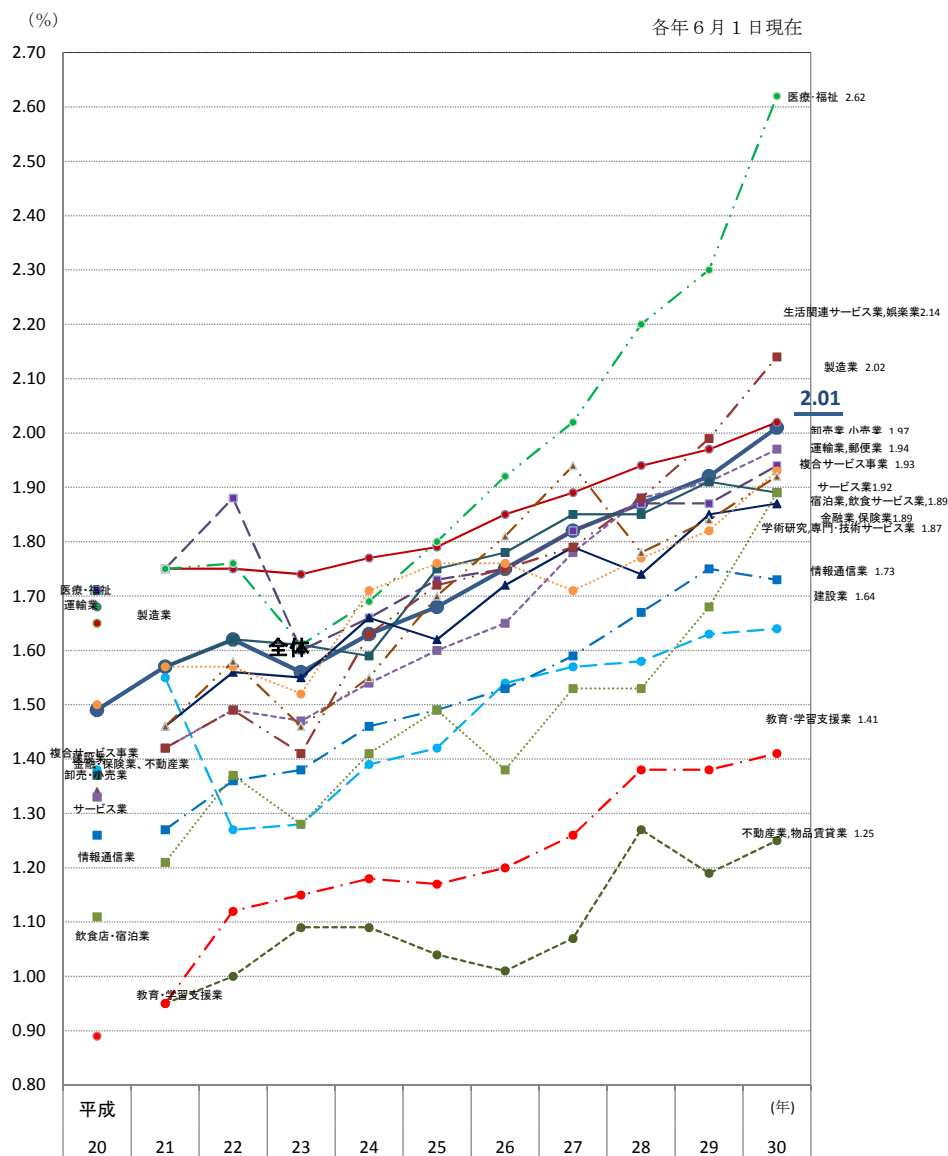


※24年までは56~100人未満、25~29年までは50~100人未満

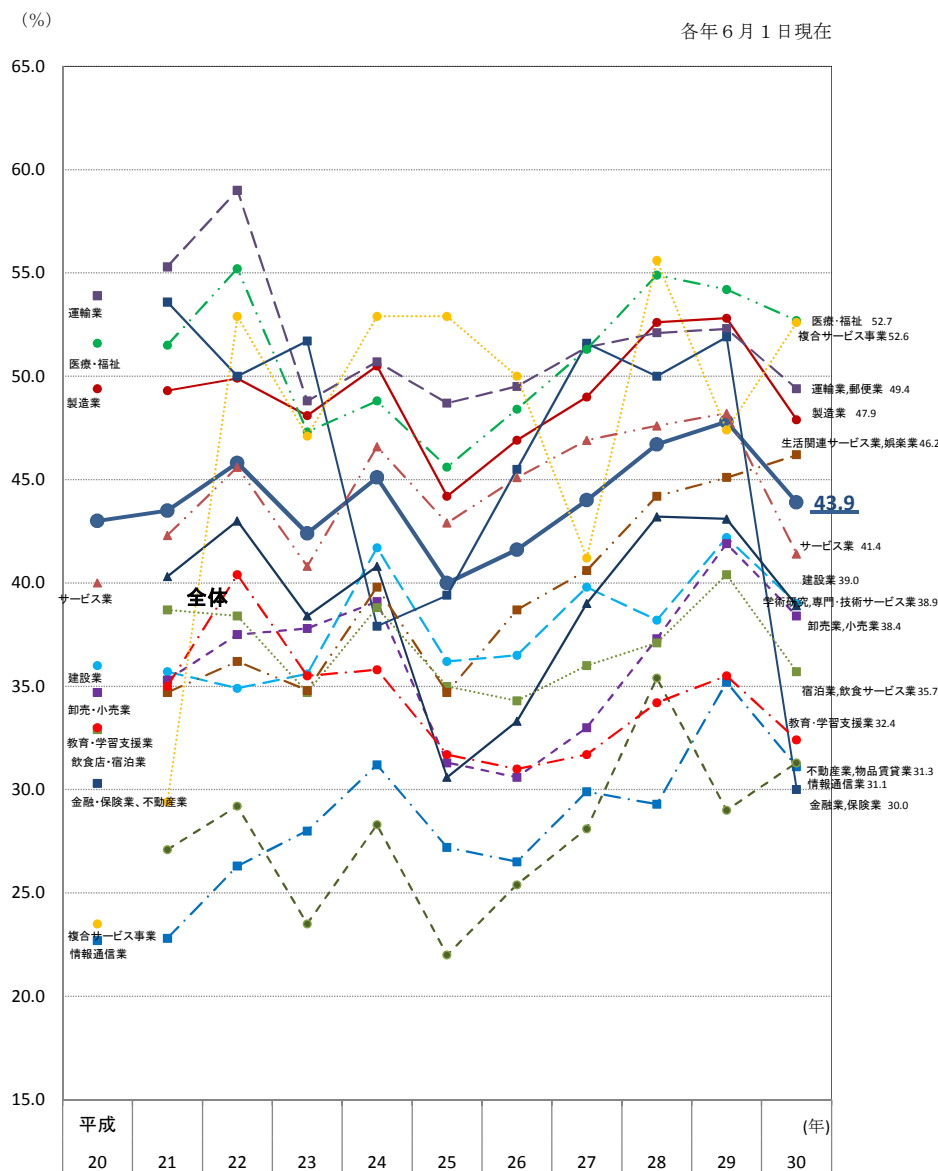


※24年までは56~100人未満、25~29年までは50~100人未満

(4) 産業別実雇用率



(5) 産業別達成企業割合



注1 グラフ作成上、労働者数が1千人に満たない農、林、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業及び電気・ガス・熱供給・水道業は除いている。
2 平成21年より産業分類が変更になっている。

注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2%〔2. 0%〕
（45.5人〔50人〕以上規模の企業）
 - 特殊法人等 …………… 2. 5%〔2. 3%〕
〔労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5%〔2. 3%〕
（40人〔43.5人〕以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4%〔2. 2%〕
（42人〔45.5〕以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\begin{array}{l} \text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\ + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数} \end{array}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

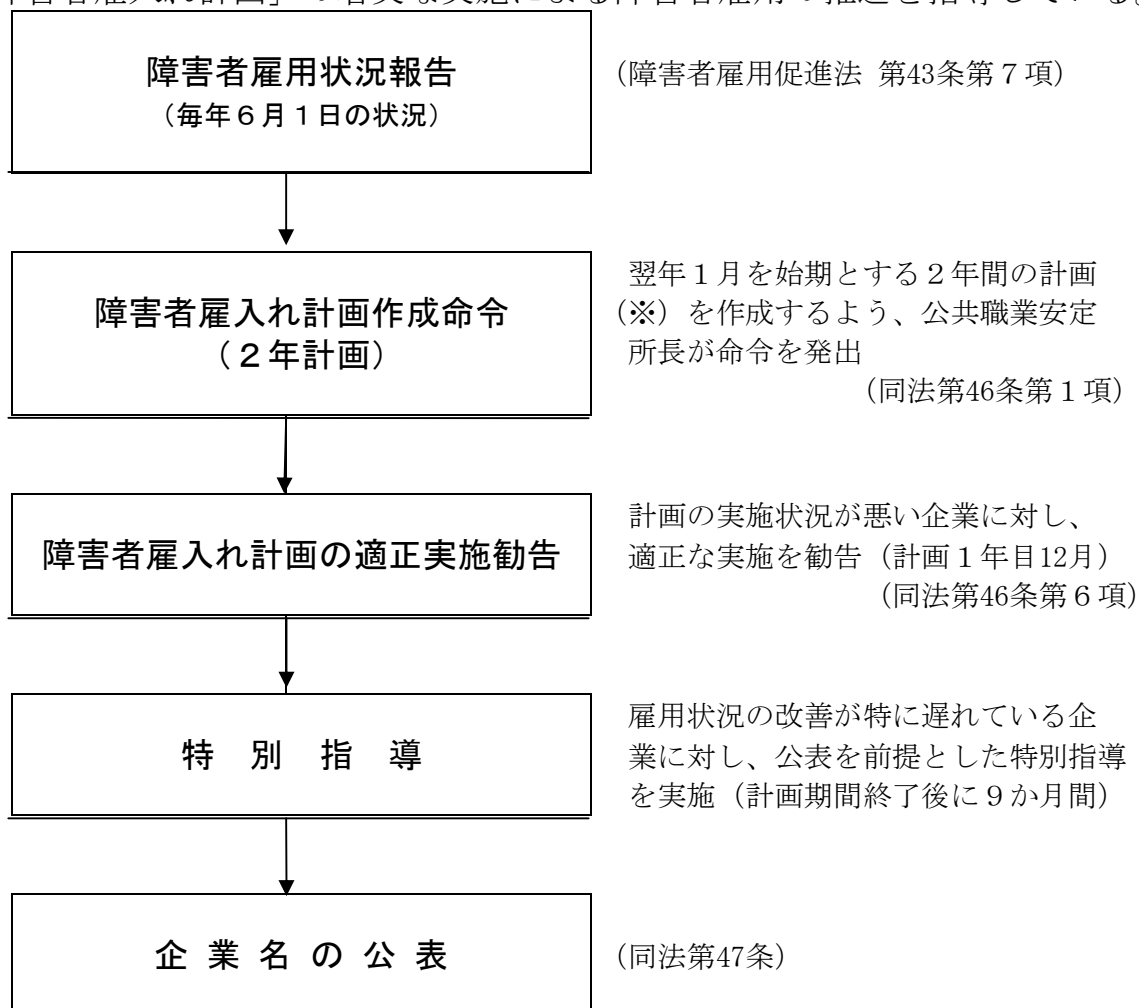
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 平成29年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 12社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 11社
 - * 「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 29社(29年度末現在)
- 企業名の公表
平成21年度 1社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

詳細表

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）

（1）概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注4）	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（注5）	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 4,767 (4,371)	人 1,132,249.5 (1,094,220.5)	人 4,873 (4,704)	人 765 (735)	人 11,296 (9,611)	人 1,987 (2,571)	人 22,800.5 (21,039.5)	人 2,795.5 (2,093.0)	% 2.01 (1.92)	企業 2,095 (2,089)	% 43.9 (47.8)

② 障害種別雇用状況

6

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、 (注5)に該当する職員	f. 計 c + (d - e) × 0.5 + e	g. うち新規雇用分
民間企業	人 22,800.5 (21,039.5)	人 4,158 (4,022)	人 597 (589)	人 4,774 (4,669)	人 692 (671)	人 14,033.0 (13,637.5)	人 1,149.5 (1,003.5)	人 715 (682)	人 168 (146)	人 3,170 (2,967)	人 868 (766)	人 5,202.0 (4,860.0)	人 590.5 (527.5)	人 2,404 (1,975)	人 1,375 (1,134)	人 948 (-)	人 3,565.5 (2,542.0)	人 1,055.5 (562.0)

〔1（1）①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔1（1）②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 4,767 (4,371)	人 1,132,249.5 (1,094,220.5)	人 4,873 (4,704)	人 765 (735)	人 11,296 (9,611)	人 1,987 (2,571)	人 22,800.5 (21,039.5)	人 2,795.5 (2,093.0)	% 2.01 (1.92)	企業 2,095 (2,089)	% 43.9 (47.8)
45.5～ 100人未満	企業 2,289 (1,949)	人 151,639.5 (135,260.5)	人 462 (428)	人 92 (73)	人 1,112 (946)	人 227 (208)	人 2,241.5 (1,979.0)	人 247.5 (189.5)	% 1.48 (1.46)	企業 940 (829)	% 41.1 (42.5)
100～ 300人未満	1,739 (1,697)	264,342.5 (258,466.5)	962 (895)	204 (197)	2,276 (2,087)	414 (518)	4,611.0 (4,333.0)	517.0 (507.5)	1.74 (1.68)	831 (888)	47.8 (52.3)
300～ 500人未満	326 (320)	116,502.0 (114,379.5)	446 (434)	70 (69)	1,076 (987)	202 (232)	2,139.0 (2,040.0)	253.0 (219.5)	1.84 (1.78)	129 (139)	39.6 (43.4)
500～ 1000人未満	236 (233)	153,678.0 (152,677.5)	671 (674)	234 (208)	1,972 (1,345)	724 (1,032)	3,910.0 (3,417.0)	690.5 (483.0)	2.54 (2.24)	104 (121)	44.1 (51.9)
1,000人以上	177 (172)	446,087.5 (433,436.5)	2,332 (2,273)	165 (188)	4,860 (4,246)	420 (581)	9,899.0 (9,270.5)	1,087.5 (693.5)	2.22 (2.14)	91 (112)	51.4 (65.1)

注 1(1)①の表と同じ

10

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
規模計	22,800.5 (21,039.5)	人 4,158 (4,022)	人 597 (589)	人 4,774 (4,669)	人 692 (671)	人 14,033.0 (13,637.5)	人 1,149.5 (1,003.5)	人 715 (682)	人 168 (146)	人 3,170 (2,967)	人 868 (766)	人 5,202.0 (4,860.0)	人 590.5 (527.5)	人 2,404 (1,975)	人 1,375 (1,134)	人 948 (-)	人 3,565.5 (2,542.0)	人 1,055.5 (562.0)
45.5～ 100人未満	2,241.5 (1,979.0)	人 364 (338)	人 60 (46)	人 540 (473)	人 97 (77)	人 1,376.5 (1,233.5)		人 98 (90)	人 32 (27)	人 366 (350)	人 99 (82)	人 643.5 (598.0)		人 164 (123)	人 73 (49)	人 42 (-)	人 221.5 (147.5)	
100～ 300人未満	4,611.0 (4,333.0)	人 869 (802)	人 159 (157)	人 1,071 (1,058)	人 170 (166)	人 3,053.0 (2,902.0)		人 93 (93)	人 45 (40)	人 621 (620)	人 163 (167)	人 933.5 (929.5)		人 465 (409)	人 200 (185)	人 119 (-)	人 624.5 (501.5)	
300～ 500人未満	2,139.0 (2,040.0)	人 398 (384)	人 59 (61)	人 473 (507)	人 76 (72)	人 1,366.0 (1,372.0)		人 48 (50)	人 11 (8)	人 303 (276)	人 85 (67)	人 452.5 (417.5)		人 238 (204)	人 103 (93)	人 62 (-)	人 320.5 (250.5)	
500～ 1000人未満	3,910.0 (3,417.0)	人 596 (599)	人 181 (170)	人 708 (680)	人 203 (201)	人 2,182.5 (2,148.5)		人 75 (75)	人 53 (38)	人 373 (353)	人 373 (301)	人 762.5 (691.5)		人 368 (312)	人 671 (530)	人 523 (-)	人 965.0 (577.0)	
1,000以上	9,899.0 (9,270.5)	人 1,931 (1,899)	人 138 (155)	人 1,982 (1,951)	人 146 (155)	人 6,055.0 (5,981.5)		人 401 (374)	人 27 (33)	人 1,507 (1,368)	人 148 (149)	人 2,410.0 (2,223.5)		人 1,169 (927)	人 328 (277)	人 202 (-)	人 1,434.0 (1,065.5)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者 (注4)	D. 重度以外の 身体障害者及び 知的障害者並び に精神障害者で ある短時間労働 者(注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分			
産業計	企業 4,767	人 1,132,249.5	人 4,873	人 765	人 11,296	人 1,987	人 22,800.5	人 2,795.5	% 2.01	企業 2,095	% 43.9
	(4,371)	(1,094,220.5)	(4,704)	(735)	(9,611)	(2,571)	(21,039.5)	(2,093.0)	(1.92)	(2,089)	(47.8)
農、林、漁業	企業 5	人 829.0	人 3	人 1	人 9	人 0	人 16.0	人 0.0	% 1.93	企業 3	% 60.0
	(5)	(832.5)	(2)	(1)	(9)	(5)	(16.5)	(4.0)	(1.98)	(3)	(60.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	3	256.0	0	0	2	0	2.0	0.0	0.78	1	33.3
	(2)	(192.0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1.0)	(0.0)	(0.52)	(0)	(0.0)
建設業	172	25,329.0	110	7	183	11	415.5	24.5	1.64	67	39.0
	(147)	(23,416.5)	(102)	(1)	(172)	(11)	(382.5)	(16.5)	(1.63)	(62)	(42.2)
製造業	1,191	321,919.0	1,635	95	3,040	183	6,496.5	479.0	2.02	570	47.9
	(1,100)	(308,812.5)	(1,582)	(100)	(2,724)	(207)	(6,091.5)	(415.5)	(1.97)	(581)	(52.8)
電気・ガス・ 熱供給・水道 業	5	403.5	1	0	2	0	4.0	0.0	0.99	2	40.0
	(4)	(773.5)	(4)	(0)	(10)	(0)	(18.0)	(1.0)	(2.33)	(3)	(75.0)
情報通信業	270	74,544.0	319	15	625	17	1,286.5	138.5	1.73	84	31.1
	(244)	(76,155.0)	(349)	(11)	(612)	(23)	(1,332.5)	(126.5)	(1.75)	(86)	(35.2)
運輸業、郵便業	453	69,101.0	285	46	690	75	1,343.5	129.0	1.94	224	49.4
	(430)	(68,129.0)	(277)	(48)	(632)	(78)	(1,273.0)	(113.5)	(1.87)	(225)	(52.3)
卸売業、小売業	638	193,504.0	684	106	2,179	306	3,806.0	463.0	1.97	245	38.4
	(583)	(188,539.5)	(672)	(115)	(1,945)	(390)	(3,599.0)	(303.0)	(1.91)	(244)	(41.9)
金融業、保険業	30	14,910.0	73	13	119	9	282.5	25.5	1.89	9	30.0
	(27)	(14,823.5)	(74)	(14)	(115)	(11)	(282.5)	(13.0)	(1.91)	(14)	(51.9)
不動産業、 物品賃貸業	80	10,852.5	36	5	56	5	135.5	18.5	1.25	25	31.3
	(69)	(9,904.0)	(29)	(5)	(49)	(11)	(117.5)	(13.5)	(1.19)	(20)	(29.0)
学術研究、専門・技術サー ビス業	175	52,358.5	285	8	387	30	980.0	88.0	1.87	68	38.9
	(153)	(51,449.5)	(292)	(6)	(355)	(13)	(951.5)	(76.5)	(1.85)	(66)	(43.1)
宿泊業、飲食 サービス業	168	33,547.0	99	31	342	127	634.5	87.5	1.89	60	35.7
	(156)	(35,924.0)	(90)	(33)	(306)	(167)	(602.5)	(94.5)	(1.68)	(63)	(40.4)
生活関連サー ビス業、娯楽業	169	30,821.0	93	30	388	110	659.0	137.5	2.14	78	46.2
	(162)	(29,542.5)	(91)	(26)	(292)	(174)	(587.0)	(86.5)	(1.99)	(73)	(45.1)
教育、学習支援業	136	20,822.5	65	9	141	29	294.5	30.0	1.41	44	32.4
	(124)	(20,317.0)	(64)	(10)	(121)	(42)	(280.0)	(44.5)	(1.38)	(44)	(35.5)
医療、福祉	763	143,123.0	542	308	1,947	830	3,754.0	787.0	2.62	402	52.7
	(719)	(135,531.0)	(499)	(281)	(1,249)	(1,177)	(3,116.5)	(494.5)	(2.30)	(390)	(54.2)
複合サービス事業	19	8,013.0	51	1	48	8	155.0	10.5	1.93	10	52.6
	(19)	(7,974.0)	(47)	(1)	(46)	(8)	(145.0)	(7.5)	(1.82)	(9)	(47.4)
サービス業	490	131,916.5	592	90	1,138	247	2,535.5	377.0	1.92	203	41.4
	(427)	(121,904.5)	(530)	(83)	(973)	(254)	(2,243.0)	(282.5)	(1.84)	(206)	(48.2)

注 1 (1)①の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 人	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d ×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d ×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d (注5)に該当する職員	f.計 c+(d-e)×0.5+e	g.うち新規雇用分
産業計	22,800.5 (21,039.5)	4,158 (4,022)	597 (589)	4,774 (4,669)	692 (671)	14,033.0 (13,637.5)	1,149.5 (1,003.5)	715 (682)	168 (146)	3,170 (2,967)	868 (766)	5,202.0 (4,860.0)	590.5 (527.5)	2,404 (1,975)	1,375 (1,134)	948 (-)	3,565.5 (2,542.0)	1,055.5 (562.0)
農、林、漁業	16.0 (16.5)	3 (2)	1 (1)	5 (4)	0 (1)	12.0 (9.5)		0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (3)	2.0 (4.5)		2 (2)	0 (1)	0 (-)	2.0 (2.5)	
鉱業、採石業、砂利採取業	2.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	
建設業	415.5 (382.5)	104 (95)	7 (1)	133 (130)	5 (7)	350.5 (324.5)		6 (7)	0 (0)	13 (13)	5 (3)	27.5 (28.5)		34 (29)	4 (1)	3 (-)	37.5 (29.5)	
製造業	6,496.5 (6,091.5)	1,398 (1,357)	60 (76)	1,525 (1,437)	55 (61)	4,408.5 (4,257.5)		237 (225)	35 (24)	917 (867)	89 (83)	1,470.5 (1,382.5)		547 (420)	90 (63)	51 (-)	617.5 (451.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	4.0 (18.0)	1 (4)	0 (0)	2 (10)	0 (0)	4.0 (18.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	
情報通信業	1,286.5 (1,332.5)	315 (347)	15 (11)	287 (300)	9 (8)	936.5 (1,009.0)		4 (2)	0 (0)	63 (59)	1 (1)	71.5 (63.5)		270 (253)	12 (14)	5 (-)	278.5 (260.0)	
運輸業、郵便業	1,343.5 (1,273.0)	273 (268)	40 (40)	410 (404)	47 (41)	1,019.5 (1,000.5)		12 (9)	6 (8)	166 (153)	21 (22)	206.5 (190.0)		102 (75)	19 (15)	12 (-)	117.5 (82.5)	
卸売業、小売業	3,806.0 (3,599.0)	495 (481)	86 (96)	661 (667)	96 (88)	1,785.0 (1,769.0)		189 (191)	20 (19)	884 (838)	109 (95)	1,336.5 (1,286.5)		504 (440)	231 (207)	130 (-)	684.5 (543.5)	
金融業、保険業	282.5 (282.5)	73 (74)	13 (14)	90 (93)	9 (10)	253.5 (260.0)		0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	6.0 (6.0)		21 (16)	2 (1)	2 (-)	23.0 (16.5)	
不動産業、物品賃貸業	135.5 (117.5)	36 (29)	5 (5)	21 (28)	3 (2)	99.5 (92.0)		0 (0)	0 (0)	5 (4)	1 (1)	5.5 (4.5)		29 (17)	2 (8)	1 (-)	30.5 (21.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	980.0 (951.5)	266 (274)	8 (6)	220 (229)	14 (7)	767.0 (786.5)		19 (18)	0 (0)	56 (41)	8 (0)	98.0 (77.0)		107 (85)	12 (6)	4 (-)	115.0 (88.0)	
宿泊業、飲食サービス業	634.5 (602.5)	62 (51)	18 (16)	89 (95)	29 (36)	245.5 (231.0)		37 (39)	13 (17)	161 (156)	77 (91)	286.5 (296.5)		72 (55)	41 (40)	20 (-)	102.5 (75.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	659.0 (587.0)	47 (44)	19 (16)	93 (90)	36 (40)	224.0 (214.0)		46 (47)	11 (10)	131 (127)	41 (36)	254.5 (249.0)		88 (75)	109 (98)	76 (-)	180.5 (124.0)	
教育・学習支援業	294.5 (280.0)	63 (63)	9 (9)	69 (66)	18 (16)	213.0 (209.0)		2 (1)	0 (1)	17 (13)	4 (11)	23.0 (21.5)		45 (42)	17 (15)	10 (-)	58.5 (49.5)	
医療、福祉	3,754.0 (3,116.5)	438 (406)	240 (224)	544 (516)	233 (220)	1,776.5 (1,662.0)		104 (93)	68 (57)	521 (494)	446 (364)	1,020.0 (919.0)		291 (239)	742 (593)	591 (-)	957.5 (535.5)	
複合サービス事業	155.0 (145.0)	48 (44)	1 (1)	37 (34)	2 (2)	135.0 (124.0)		3 (3)	0 (0)	2 (3)	5 (4)	10.5 (11.0)		9 (9)	1 (2)	0 (-)	9.5 (10.0)	
サービス業	2,535.5 (2,243.0)	536 (483)	75 (73)	586 (565)	136 (132)	1,801.0 (1,670.0)		56 (47)	15 (10)	226 (190)	61 (52)	383.5 (320.0)		283 (218)	93 (70)	43 (-)	351.0 (253.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
製造業計	企業 1,191	人 321,919.0	人 1,635	人 95	人 3,040	人 183	人 6,496.5	人 479.0	% 2.02	企業 570	% 47.9
	(1,100)	(308,812.5)	(1,582)	(100)	(2,724)	(207)	(6,091.5)	(415.5)	(1.97)	(581)	(52.8)
食料品・たばこ	企業 115	人 27,800.0	人 103	人 29	人 396	人 58	人 660.0	人 73.0	% 2.37	企業 74	% 64.3
	(115)	(28,095.5)	(108)	(32)	(365)	(64)	(645.0)	(70.5)	(2.30)	(75)	(65.2)
繊維工業	12	1,173.0	8	0	10	1	26.5	0.0	2.26	7	58.3
	(11)	(1,122.5)	(6)	(0)	(9)	(1)	(21.5)	(0.0)	(1.92)	(6)	(54.5)
木材・家具	9	4,492.5	20	1	55	1	96.5	13.0	2.15	6	66.7
	(6)	(4,208.5)	(18)	(1)	(42)	(1)	(79.5)	(10.0)	(1.89)	(2)	(33.3)
パルプ・紙・印刷	56	7,095.5	28	0	94	4	152.0	18.0	2.14	30	53.6
	(52)	(6,862.5)	(33)	(2)	(87)	(3)	(156.5)	(11.0)	(2.28)	(31)	(59.6)
化学工業	108	20,804.0	78	12	202	8	374.0	49.5	1.80	55	50.9
	(103)	(20,167.5)	(74)	(11)	(184)	(10)	(348.0)	(32.5)	(1.73)	(57)	(55.3)
窯業・土石	22	2,296.5	6	1	21	0	34.0	1.0	1.48	9	40.9
	(18)	(2,103.5)	(4)	(1)	(21)	(0)	(30.0)	(2.0)	(1.43)	(10)	(55.6)
鉄鋼	15	2,296.0	9	1	28	1	47.5	0.0	2.07	10	66.7
	(17)	(2,501.5)	(10)	(3)	(26)	(3)	(50.5)	(1.0)	(2.02)	(10)	(58.8)
非鉄金属	23	5,444.5	26	1	60	2	114.0	9.0	2.09	15	65.2
	(23)	(4,073.5)	(17)	(1)	(31)	(4)	(68.0)	(5.5)	(1.67)	(14)	(60.9)
金属製品	113	11,055.0	47	2	170	3	267.5	15.5	2.42	50	44.2
	(98)	(11,314.5)	(49)	(3)	(178)	(5)	(281.5)	(17.0)	(2.49)	(53)	(54.1)
電気機械	203	50,889.5	264	12	424	68	998.0	48.0	1.96	88	43.3
	(167)	(45,600.5)	(232)	(12)	(378)	(71)	(889.5)	(64.0)	(1.95)	(84)	(50.3)
その他機械	392	162,972.0	898	33	1,345	24	3,186.0	215.5	1.95	177	45.2
	(379)	(160,394.0)	(895)	(31)	(1,209)	(30)	(3,045.0)	(172.0)	(1.90)	(193)	(50.9)
その他	123	25,600.5	148	3	235	13	540.5	36.5	2.11	49	39.8
	(111)	(22,368.5)	(136)	(3)	(194)	(15)	(476.5)	(30.0)	(2.13)	(46)	(41.4)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + (d - e) \times 0.5 + e$	f. 計 $c + (d - e) \times 0.5 + e$
製造業計	人 6,496.5 (6,091.5)	人 1,398 (1,357)	人 60 (76)	人 1,525 (1,437)	人 55 (61)	人 4,408.5 (4,257.5)	人 237 (225)	人 35 (24)	人 917 (867)	人 89 (83)	人 1,470.5 (1,382.5)	人 547 (420)	人 90 (63)	人 51 (-)	人 617.5 (451.5)
食料品・たばこ	人 660.0 (645.0)	人 58 (67)	人 14 (20)	人 103 (105)	人 16 (16)	人 241.0 (267.0)	人 45 (41)	人 15 (12)	人 213 (206)	人 34 (30)	人 335.0 (315.0)	人 63 (54)	人 25 (18)	人 17 (-)	人 84.0 (63.0)
繊維工業	人 26.5 (21.5)	人 7 (5)	人 0 (0)	人 8 (7)	人 1 (1)	人 22.5 (17.5)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 4.0 (4.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 0.0 (0.0)
木材・家具	人 96.5 (79.5)	人 18 (16)	人 1 (1)	人 17 (14)	人 1 (1)	人 54.5 (47.5)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 14 (13)	人 0 (0)	人 18.0 (17.0)	人 23 (15)	人 1 (0)	人 1 (-)	人 24.0 (15.0)
パルプ・紙・印刷	人 152.0 (156.5)	人 20 (23)	人 0 (2)	人 35 (31)	人 3 (3)	人 76.5 (80.5)	人 8 (10)	人 0 (0)	人 41 (39)	人 1 (0)	人 57.5 (59.0)	人 18 (17)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 18.0 (17.0)
化学工業	人 374.0 (348.0)	人 67 (62)	人 11 (10)	人 74 (77)	人 2 (2)	人 220.0 (212.0)	人 11 (12)	人 1 (1)	人 79 (68)	人 3 (2)	人 103.5 (94.0)	人 46 (39)	人 6 (6)	人 3 (-)	人 50.5 (42.0)
窯業・土石	人 34.0 (30.0)	人 6 (4)	人 1 (1)	人 14 (15)	人 0 (0)	人 27.0 (24.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 7 (6)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 7.0 (6.0)
鉄鋼	人 47.5 (50.5)	人 7 (8)	人 1 (3)	人 16 (16)	人 1 (3)	人 31.5 (36.5)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 6 (7)	人 0 (0)	人 10.0 (11.0)	人 6 (3)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 6.0 (3.0)
非鉄金属	人 114.0 (68.0)	人 26 (17)	人 1 (1)	人 41 (18)	人 1 (1)	人 94.5 (53.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 12 (12)	人 1 (1)	人 12.5 (12.5)	人 7 (1)	人 0 (2)	人 0 (-)	人 7.0 (2.0)
金属製品	人 267.5 (281.5)	人 29 (31)	人 2 (3)	人 60 (67)	人 3 (5)	人 121.5 (134.5)	人 18 (18)	人 0 (0)	人 91 (95)	人 0 (0)	人 127.0 (131.0)	人 17 (16)	人 2 (0)	人 2 (-)	人 19.0 (16.0)
電気機械	人 998.0 (889.5)	人 244 (219)	人 5 (6)	人 247 (238)	人 11 (11)	人 745.5 (687.5)	人 20 (13)	人 7 (6)	人 92 (74)	人 38 (40)	人 158.0 (126.0)	人 80 (66)	人 24 (20)	人 5 (-)	人 94.5 (76.0)
その他機械	人 3,186.0 (3,045.0)	人 801 (803)	人 21 (26)	人 791 (765)	人 14 (13)	人 2,421.0 (2,403.5)	人 97 (92)	人 12 (5)	人 289 (273)	人 6 (6)	人 498.0 (465.0)	人 247 (171)	人 22 (11)	人 18 (-)	人 267.0 (176.5)
その他	人 540.5 (476.5)	人 115 (102)	人 3 (3)	人 119 (84)	人 2 (5)	人 353.0 (293.5)	人 33 (34)	人 0 (0)	人 78 (78)	人 6 (4)	人 147.0 (148.0)	人 33 (32)	人 10 (6)	人 5 (-)	人 40.5 (35.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

15

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	2,672 (100.0%)	1,747 (65.4%)	526 (19.7%)	185 (6.9%)	102 (3.8%)	99 (3.7%)	11 (0.4%)	2 (0.1%)	— —	1,569 (58.7%)
45.5-100人未満	1,349 (100.0%)	1,271 (94.2%)	78 (5.8%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	1,283 (95.1%)
100-300人未満	908 (100.0%)	390 (43.0%)	369 (40.6%)	109 (12.0%)	31 (3.4%)	9 (1.0%)	— —	— —	— —	284 (31.3%)
300-500人未満	197 (100.0%)	54 (27.4%)	38 (19.3%)	40 (20.3%)	40 (20.3%)	25 (12.7%)	— —	— —	— —	2 (1.0%)
500-1000人未満	132 (100.0%)	26 (19.7%)	31 (23.5%)	27 (20.5%)	19 (14.4%)	28 (21.2%)	1 (0.8%)	— —	— —	0 (0.0%)
1,000人以上	86 (100.0%)	6 (7.0%)	10 (11.6%)	9 (10.5%)	12 (14.0%)	37 (43.0%)	10 (11.6%)	2 (2.3%)	— —	0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。